



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	質疑・討論. 台湾における社会権保障の現状と問題点
Description	シンポジウム「台湾における社会権保障の現状と問題点」 = Symposium "Present Status and Problems of Social Security Rights in Taiwan"
Citation	北大法学論集, 63(5), 75-82
Issue Date	2013-01-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/51806
Type	other
File Information	HLR63-5_008.pdf



質疑・討論

鄭明政（司会・北海道大学法学研究科助教） それでは、ここから質疑・討論に入りたいと思います。まず、許先生に対するご質問がございましたら、お願いいたします。

岡田信弘（北海道大学法学研究科教授） 先生のご報告における事実関係について確認させていただきたいと思います。先生のご報告では、外国人労働者は、台湾の法律や労働基準法に基づく保障を受けているわけではない、つまり、外国人労働者について、様々な人権が制約されているため、実質的に台湾の（外国人労働者を保護する）法律に違反している、とのお話がありました。台湾では、外国人労働者にも国民と同等の待遇が与えられるべきであるとする法規定がある、とのことでしたが、これは、要するに具体的にそのような法律があつて、その法律において外国人に国民と同等の待遇を認めている、という理解でよろしいのでしょうか。

許慶雄（台湾・淡江大学国際研究学院教授） そうです。一九九二年に台湾の国会が制定した外国人労働者に関する法律（就

業サービス法）には、外国人労働者の人権あるいは保護に関する様々な規定が含まれています。しかし、台湾では、法律が忠実に施行されているとはなかなかいえません。例えば、外国人労働者の休暇や外出についても法律には規定がありますが、工場に勤めている外国人労働者は就業時間が過ぎてても外出できないというのが実態です。政府は、会社側が設けるこのような労働条件等をきちんと取り締まっていません。このような問題は他にもたくさんありますが、私が指摘したいことは、外国人労働者が法律による人権保障を実質的に受けられていない、ということです。一九九二年の外国人労働者の導入に関する法律（就業サービス法）は、当時の政府が国際社会に外国人労働者の人権を保障していることをアピールするために定められたようなもので、外国人労働者の人権を国民と同様に保障するという内容の規定があるものの、それが忠実に実施されていないわけです。鄭明政（司会） ありがとうございます。他の質問がございましたら、お願いいたします。

加藤智章（北海道大学法学研究科教授） ご報告、ありがとうございます

ございました。社会保障法の加藤と申します。台湾における全民健康保険制度について、現在改正に向けた動きがあるものの、この改正作業がうまく進んでいないと聞き及んでおります。その理由として、許先生のご報告にありましたような、保険制度をうまく利用できない被保険者がかなりいるという実態が関係しているのでしょうか。もし関係がないならば、なぜ全民健康保険制度の改正作業がうまく進んでいないのでしょうか。

許慶雄 日本も同様かと思いますが、台湾の医療機関や医師側の政治に対する影響力は、きわめて強いと思います。医師側は、自分たちの利益、あるいは医療機関や製薬会社等の利益を守るために政治に圧力を加え、全民健康保険制度の修正にも大きく影響しています。この制度の将来については、一〇年か一五年後にもなれば、いずれ破綻するのではないかと予想されていますが、現在でも収入と支出のバランスが崩れていますから、やはり改善しなければならぬと思います。しかし、様々な利益をめぐる争いがあるって、制度改革はうまく進んでいません。全民健康保険制度は強制加入ですが、実際のところ、経済力のある者にとって保険制度に加入する必要性がありません。例えば、裕福な人々は、看病や介護が必要な家族を抱える場合でも、

自己負担でより良い医療サービスを受けられるわけです。したがって、裕福な人々からは、当然、強制加入制度に反対する意見もあります。（このような事情もあって）私の知る限りでは、全民健康保険制度の改革法案が可決されたとしても、必ずしも経済的弱者に適切な制度になると言えるわけではありません。これは、複雑で重大な問題ですから、専門家を集めてさらに議論する必要があると思います。

鄭明政（司会） ありがとうございます。それでは、続いて岩本先生のコメントにつきまして、三名の報告者からお話しいただきたいと思います。

許慶雄 岩本先生からは、とても明快で理解しやすいコメントをいただきました。コメントでは、私の提起した台湾における三つの問題を要約していただき、日本にも同様の問題がある、と指摘しておられましたが、台湾には、日本の状況よりもはるかにひどい事例がまだたくさんあります。

ここで、黄先生に質問させていただきたいと思います。黄先生が報告において用いていた「立法形成空間」は、「立法裁量」と同じ意味の用語でしょうか。台湾でも日本と同様に「立法裁量」という用語が一般的に使われていますが、わざわざ「立法形成空間」を用いているのはなぜですか。これらの二つの用語

には区別があるのでしょいか、あるいは区別する必要性があるのでしょうか。「形成空間」といいますと、法律を形成し討論を経て議決するという立法過程をイメージしてしまうのですが、司法審査は、国会が既に議決した法律を対象としています。もし空間という用語を使う必要があるならば、「立法裁量空間」という用語にした方が妥当だと思います。「形成」という言葉ですと、何かまだ確定されていない空間という感じがします。ですから、「立法形成空間」という用語の必要性について伺いたいと思います。

もうひとつ質問があります。黄先生は、大法官会議の解釈について、一般的に司法審査には「入口」と「出口」の二段階があり、大法官は、法律は国会の多数による決定であることを重視してその審査を避けるため、司法審査の請求を入口の段階で門前払いにした、と説明されました。しかし、このような説明には、深刻な問題があると思います。台湾でこの分野を専門に研究している学者には、大法官会議の解釈基準、そしてこれらの基準の矛盾と審査段階についての研究の蓄積がありますか。また、黄先生を含む若い世代の学者には、このような問題を整理するおつもりがありますか。研究の蓄積があるのでしたら、是非提供していただきたいと思います。

鄭明政（司会） ありがとうございます。それでは、岩本先生のコメントと許先生からのご質問につきまして、黄先生にご発言いただきます。

黄舒瓦（台湾・中央研究院法律学研究所副研究員） まず、岩本先生からコメントをいただきましたことに感謝いたします。私は、岩本先生のコメントの内容に同意いたします。とりわけ、岩本先生がロールズの理論を援用して生存権の権利の性質を説明なさったことはとても妥当だと思います。確かに、生存権には自由権を超える部分があり、憲法的正義を体现する重要なものだと思います。また、岩本先生が生存権を財産権として捉える通説的理解を批判なさっていたことにつきましても、まったく同感です。生存権、あるいは社会権を内容固定的な財産権のような権利として理解することにはそもそも無理があると思っております。生存権を伝統的な権利のように、具体的な内容が予め設定されていて、それを国家に要求するというような理解は妥当ではないと思います。むしろ、岩本先生のおっしゃるように、内容的な理解ではなくて、公権力の行使を適切に要求するという理解が重要です。公共的な理由に基づいてはじめて権力の行使が正当化されるところに人権の意義がある、という理解ならば、社会権を適切に保障できると思います。

岩本先生のおっしゃる公共の理由とは、私の報告における見解でいうと、公権力が人権を制約する際に、様々な人々の異なる利益を考慮しなければならぬわけですが、そこにおいて、社会における各種の利益の均衡を要求するものでしょう。

現代の権利概念に対する岩本先生からの批判は、私が報告において主張したかった論点を適切にまとめていただいたものだと思います。従来の通説によれば、権利の内容はかなり具体的、固定的なものでなければなりません。そのため、主観的権利を主張し、訴訟を提起することではじめて司法が介入できる、とされてきました。しかし、権利の現実が定まっておらず、その理解が多岐にわたっている生存権について、権利内容の開放性を是認する、つまり権利には内容が不明確なものも含まれていると説くことは、生存権をより適切に保障しうるアプローチだだと思います。

まとめますと、岩本先生のおっしゃるロールズの「憲法的正義」は、私の観点からは、特定の価値を維持する正義ではなく、各種の価値を衡量する正義だということになると思います。

続きまして、許先生からいただきました二つの質問についてですが、まず「最初のご質問は、翻訳あるいは用語の問題でした。いわゆる「立法形成空間」と「立法裁量」という用語は、どち

らも台湾の大法官解釈で頻繁に使われておりますが、そこではほぼ同義語として使われていると思います。「立法形成空間」は、Gesetzgeberischer Gestaltungsrahmen というドイツ語の翻訳です。立法裁量のドイツ語は Gesetzgebungsermessens ですが、ドイツでは立法裁量という用語はあまり使われていないように思います。そのため、私は「立法形成空間」という用語を使わせていただきました。ドイツでは、「裁量」といいますと一般的に行政裁量がイメージされるようですが、憲法によって立法院に認められた自由や空間を行政裁量と区別するため、「立法形成空間」という別の概念が用いられているのだと思います。

しかし、私は、許先生のご指摘に賛成いたします。立法裁量という用語の方が、立法院の制定した法律を審査する、という司法審査の意味をより適切に示していると思います。何らかの法律が憲法に違反しているかどうかを審査する過程において、立法院における審議過程の審査をまったくしないわけにはいかないと思いますが、立法院が制定した法律に対する審査である、ということがもともと基本的な意味だと思います。

続いて、許先生の二つ目のご質問についてお答えします。（大法官会議は、立法院の制定した法律が合憲かどうかを審査する機

関であるにもかかわらず、大法官が立法院の多数による決定を重視して自らその審査を回避することが矛盾していることは明らかですが、大法官はおそらくこの矛盾を認めないでしょう。しかし、大法官は、六一七号解釈において、司法審査が民主的決定をコントロールするために設けられたものであるにもかかわらず、法律が民主的決定である以上それを厳格に審査することはできない、と述べており、やはり矛盾していると思います。

ところが、大法官は、六四九号解釈において態度を急変させ、立法院の決定に積極的に干渉しました。おそらく大法官は、司法審査ごとに、予め自分の立場を設定しているよう思われます。つまり、立法院の決定に賛成する場合には、大法官はこれが立法形成空間だ、といい、立法院の決定に反対する場合には、立法形成空間が存在していないかのような大法官解釈になるわけです。このような大法官解釈の問題につきましては、台湾の学界においても、六一七号解釈と六四九号解釈をめぐって少なからず批判がございます。私もこのような批判をとおして、台湾の司法審査に関する学説や実務の進展を刺激できれば、と思っております。ご指摘いただき、ありがとうございます。

鄭明政(司会) 黄先生、ありがとうございます。続きまして、周先生にご発言いただきたいと思います。

周宗憲(台灣・国立勤益科技大学助理教授) まず、岩本先生のコメントに感謝いたします。大きな示唆をいただきました。私は、報告においてひとつの観点を提起させていただきました。つまり、台湾憲法一五条の生存権を「基本生存権」と「快適生存権」に区別して把握する、というものです。報告において申し上げたとおり、「快適生存権」が権利と言えるかどうか、という問題につきましては、率直に申し上げてさらに検討する必要があると思っております。

岩本先生がコメントにおいて指摘されたとおり、権利は司法府によって執行されるものである、と伝統的に理解されております。しかし、岩本先生から、日本の有力説にも、生存権を「最低生活権」と「快適生活権」に区別しているものがある、というお話がありました。また、快適生活権は、社会的経済的平等や配分の正義に関わるもので、ロールズのいう「憲法的正義」に属する権利である、とのご指摘もありました。しかし、「快適生活権」が立法院による具体化を待つのはじめて具体的権利となるものならば、立法院がそれを具体化するまでは、国民は、憲法にもとづいて救済を求めることができません。私は、日本の憲法学説も読みましたが、いわゆる抽象的権利が立法院による具体化を待つのはじめて権利となるものであるならば、法律

に具体化される前段階のものは果たして権利と言えるか、という疑問を抱えております。法律に具体化されていない抽象的権利は、司法による救済を得られません。本日ご出席いただいている先生方のはほとんどは、日本の憲法学の代表的な研究者ですから、この場を借りて質問させていただきます。立法院による具体化を経てはじめて具体的権利となるような権利というのは、果たして存在しておりますでしょうか。そのような権利は権利ではないというのであれば、なぜそれを抽象的権利というのでしょうか。

鄭明政（司会） 周先生、ありがとうございます。日本の憲法学説における抽象的権利が本場に権利といえるかどうか、という問題提起に関するご意見も含めまして、周先生に対するご質問がございましたら、お願いいたします。

鈴木賢（北海道大学法学研究科教授） 黄先生と周先生にそれぞれひとつ伺いたいと思います。まず、黄先生には、大法官解釈が六一七号と六四九号において示した（立法形成空間に対する）態度に違いがある理由をどのように理解すべきか、という問題について伺います。六一七号は、言論の自由に関する台湾憲法一条と、猥褻物品の販売、製造、陳列等の犯罪に関する台湾刑法二三五条に関するもので、憲法一条と刑法二三

五条との関係が問題になっています。それから、六四九号は、平等権に関する台湾憲法七条、勤労権に関する台湾憲法一五条と、心身障害者保護法三七条、つまりマッサージについては、視覚障害者でなければ従事できないという内容の規定との関係が問題となっています。そこで、自由権を制約する法律、つまり立法院による自由権の侵害については緩やかに審査するけれども、経済的権利に対する制約については厳しく審査する、というような大法官の姿勢がある、と解釈することはできるのでしょうか。

続いて、周先生に対する質問ですが、台湾では、社会救助法に基づいて、現金が給付される場合があるとお話がありました。この社会救助法は、日本における生活保護法に相当すると思いますが、日本では、生活保護法に基づく支給額が最低賃金よりも高いことが問題になっております。例えば、北海道では明らかに最低賃金よりも支給額が高いわけです。台湾では、この社会救助法に基づく現金の支給額はどの程度で、どのくらいの人々に支給しているのでしょうか。

黄舒凡 鈴木先生、ご質問をいただきありがとうございます。自由権と財産権のどちらを大法官が重視しているか、ということにつきましては、先生ご指摘のように理解できるかもしれません。

ん。つまり、大法官は、財産権の侵害を自由権の侵害よりも問題視しているために、財産権を侵害する法律に対してより厳格な審査が行われている、という理解もできるでしょう。しかし、私は、ここで別の大法官解釈を紹介して、大法官は必ずしも国民の財産権を重視しているわけではない、と説明することもできだと思います。例えば、租税法に関する大法官解釈では、大法官は往々にして立法院や行政機関に有利な判断を下し、放任的な態度を示しております。このような態度は、租税に関する事案において常にみられるものですから、大法官が一貫して財産権を重視している、ということは難しいように思われます。

周宗憲 鈴木先生、ご質問をいただきありがとうございます。申し訳ありませんが、台湾の社会扶助における現金の支給額については、わかりません。ただ、台湾の最低生活費の水準につきましても、調べたことがございます。貧困者の社会救助申請要件として、貧困者は、収入がいわゆる「貧困線」を下まわっていない必要があります。つまり、最低生活費水準以下になつてはじめて社会救助法に基づく現金給付を請求できるわけです。その最低生活費水準につきましても（地域ごとに異なっており）、二〇一二年の統計資料によると、台湾省で一万二四四台湾ドル、台北市で一万四千七九四台湾ドル、高雄市で一万

一千八九〇台湾ドル、そして、今年直轄市になった新北市で一万一千八三二台湾ドル、台中市で一万三〇三台湾ドル、台南市で一万二四四台湾ドルとなっています。現在の労働者の最低賃金は約一万九千台湾ドルですから、台湾では、仕事をせずに社会救助法に基づく現金給付だけに頼って生活することは無理だと思います。ですから、社会救助受給者は仕事に就くインセンティブがあるだろうと思います。

鈴木賢 現金給付のみでは生活できない、という意味でしょうか。
周宗憲 はい、その通りです。

鄭明政（司会） それでは、先ほど周先生からお話しいただいた疑問について、ご回答がありましたら、お願いいたします。

中村睦男（北海道大学名誉教授） 先程、周先生から抽象的権利は権利といえるか、という趣旨のご質問があったと思います。が、もともと日本でも、生存権をめぐるのは、プログラム規定か、法的権利か、という二者択一的な議論が多かったように思います。しかし、私は、憲法上の権利には法的規範として強い効力を有するものと弱い効力しか有していないものがある、つまり、憲法にはそうした法的規範と政治的規範が渾然一体となつて定められている、と考えております。

それから、周先生へのご質問ですが、周先生のご報告におい

て、医療扶助を受けるには保険に加入しなければならないとお話があったと思いますが、日本の生活保護法では現物給付となっており、医療機関で診察代を支払う必要はありません。

そのため、生活保護予算の半分が医療扶助に使われており、現在では、生活保護受給者の医療機関での自己負担についても議論されているところです。そこで、台湾の全民健康保険制度において、患者の自己負担がどの程度なのか、伺いたいと思います。

周宗憲 現在の台湾の健康保険制度は、強制加入です。この問題については大法官解釈（釈字四七二号）があり、保険費を納付できない低所得者に対して、国家が医療サービスの提供を拒否することができない、と判示されています。しかし、現在の全民健康保険制度において、すべての疾病に対する医療サービスが無料で提供されているわけではありません。そして、病気によっては、一部を自己負担しなければなりません。もちろん、このことは、台湾の現在の財政状況を考慮した結果なのですが、減多に罹る人のいない難病の医療費はきわめて高額ですから、このような難病を罹ってしまった低所得者は、事実上医療サービスを受けられません。このように、台湾の制度には日本と異なる部分もあります。台湾の全民健康保険制度は、強制加入ですが、医療費をすべて公費で賄っているわけではありません。

鈴木賢 では、自己負担の程度はどのぐらいでしょうか。疾病によって異なっているのでしょうか。

周宗憲 そうです。それぞれの病気によって異なります。

黄舒玗 私からも補足させていただきます。この問題につきましては、医療費の自己負担と純粋な自費医療を区別して話をすべきだと思います。自己負担については、生活困窮者、いわゆる低所得者の健康保険費は、（全民健康保険法二七条により政府が負担するため）全額免除されています。しかし、健康保険制度による給付の対象外となっている疾病については、医療費を全額自己負担しなければなりません。つまり、全民健康保険制度において、給付対象となっている病気は限られており、対象になっていない病気の場合、低所得者であっても自分で医療費を支払わなければなりません。対象になっている病気の場合、社会救助法が適用されている人ならば、自己負担分を免除されるわけです。

鄭明政（司会） ありがとうございます。まだ質問等もあることと思いますが、すでに予定した時刻を過ぎておりますので、ここで本日のシンポジウムを終了させていただきます。本日は長時間にわたりありがとうございました。